九　前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額（K_{CM}）を計算することを要する。

$$K_{CM} = \left(1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\Sigma_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2}\right) \cdot \frac{IM}{\Sigma_i IM_i} \cdot K^*_{CM}$$

IMは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した当初証拠金の額

3　第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

Min{(2％・TE＋1250％・DF)，20％・TE}

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に信用金庫又は信用金庫連合会が拠出した清算基金の額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　信用リスクの標準的手法	第四章　信用リスクの標準的手法
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十三条）	第四節　派生商品取引及び長期決済期間取引（第五十条―第五十三条の六）
［第五節～第七節　略］	［第五節～第七節　同上］
［第五章～第八章　略］	［第五章～第八章　同上］
附則	附則
（定義）	（定義）
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第一条**　［同上］
［一～七の二　略］	［一～七の二　同上］
七の三　適格中央清算機関　信用協同組合等が第二百四十六条の七第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を信用協同組合等に提供している者であって、次に掲げる者をいう。	七の三　適格中央清算機関　信用協同組合等が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を信用協同組合等に提供している者であって、次に掲げる者をいう。
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
［八～三十四　略］	［八～三十四　同上］
三十五　ソブリン向けエクスポージャー　次に掲げるエクスポージャーをいう。	三十五　［同上］
［イ～ヘ　略］	［イ～ヘ　同上］
ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポージャー	ト　国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャー
［チ・リ　略］	［チ・リ　同上］
［三十六・三十六の二　略］	［三十六・三十六の二　同上］